

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則の改正（GHS表示義務物質の拡大）について

1. はじめに

- 2016年6月1日に、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則が改正されました。
- 本改正に伴い、**GHS表示義務物質が現行の104物質から、640物質に拡大（※）**されました。
※さらに数十物質の追加が検討されています。

2. GHSとは

- GHSとは、**G**lobally **H**armonized **S**ystem of Classification and Labelling of Chemicals（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）の略です。
- 化学品を**危険有害性の種類と程度により分類**しその情報が一目でわかるよう、包装への**表示や安全データシート（SDS）**を提供するシステムです。
- 日本溶接材料工業会の会員各社では、従来から、SDSによるGHS情報の提供を行っております。

3. GHS表示について

- GHS表示においては、包装に以下のような表示がされます（下図は一例であり、製品によっては表示の順序が異なったり、いくつか分割されて表示される場合もあります）。
- 表示内容はSDSの3項「危険有害性の要約」に記載されている内容と同じものです。
- 絵表示の種類や危険有害性情報の詳細については、JIS Z 7253（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））や厚生労働省のHP（http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankg_ghs.htm）等をご参照ください。

●●●△△△】①（例）

②

危険】③

危険有害性情報
 ・可燃性固体
 ・飲み込むと中毒
 ・皮膚に接触すると中毒
 ・重篤な薬傷・眼の障害
 ・中枢神経系、心血管系、肺、腎臓、肝臓の損傷
 ・長期にわたる、または、反復暴露による心血管系、中枢神経系の損傷
 ・水生生物に毒性あり

④

取扱注意
 ・熱、花火、裸火のような着火源から遠ざけること
 ・取扱い後はよく手を洗うこと
 ・この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと
 ・眼/顔面用の保護具を着用すること
 ・飲んだり眼に入った場合、医師の助けを求めること
 ・環境への放出を避けること

⑤

⑥ ○○××株式会社
 住所：○○県××市△△1-2-3
 TEL: 123-456-789、FAX: 123-456-890

- ①名称： 化学物質名や製品名が記載されます。
- ②絵表示： 危険有害性の種類が表示されます。GHSで危険有害性があると分類できない場合は表示されません。
- ③注意喚起語： 危険有害性の程度に応じ、「危険」または「警告」という言葉が記載されます（危険有害性のレベル：「危険」>「警告」）。GHSで危険有害性があると分類できない場合は記載されません。
- ④危険有害性情報： 製品の危険有害性の性質とその程度について記載されます。GHSで危険有害性があると分類できない場合は記載されません。
- ⑤注意書き： 誤った取扱いによって生じる被害を防止する措置や応急措置、廃棄方法などが記載されます。
- ⑥供給者の特定： 製造業者または供給業者の名称、住所、電話番号などが記載されます。

（引用元：環境省パンフレット）※表示の順序や位置、デザインの規定はありません。

4. 法改正による当工業会会員各社への影響

- 法改正前のGHS表示義務物質（104物質）のうち、溶接材料に関連する物質はほとんどなかったため、これまで、コバルト等を含むごく一部の製品を除き、**GHS表示義務の対象ではありませんでした。**
- しかし、改正後のGHS表示義務物質（640物質）では、溶接材料で一般的に使用されている、マンガン・ニッケル・クロム及びその化合物、酸化チタン、シリカ等も対象となっているため、今後は、サブマージアーク溶接用フラックスを始めとした、**ほとんどの粉体溶接材料がGHS表示義務の対象となりました。**

5. 法改正への工業会対応指針

(1) 粉体状の溶接材料（サブマージアーク溶接用フラックス等）について

- 改正後のGHS表示義務物質を規制値以上含有する場合、容器又は包装に**GHS表示をします**。
- サブマージアーク溶接用フラックスのうち、溶融フラックスについては、ガラス状の複合酸化物であり、健康有害性のデータがなく、GHS分類ができないと判断しています。従って、絵表示、注意喚起語、危険有害性情報については表示されません。

(2) 固体状の溶接材料（被覆アーク溶接棒、フラックス入りワイヤ、ソリッドワイヤ等）について

- 運搬・貯蔵中に固体以外の状態にならず、且つ、粉状にならないため、GHS表示の義務はありません。従って、容器又は包装への**GHS表示は行わず**、従来通り、SDSを提供します。
- ただし、製造業者または供給業者が皮膚腐食性、刺激性があると判断する製品は、GHS表示義務に従い、容器又は包装にGHS表示をします。

6. GHS表示開始時期について

- 法改正後のGHS表示義務物質を含む製品については、法改正が施行された。**2016年6月1日生産分**から、GHS表示義務が生じています。
- 2016年5月31日以前に生産された、GHS表示のない製品の流通は、**2017年5月31日まで**猶予期間が認められています。
- 日本溶接材料工業会の会員各社からGHS表示のない製品を購入後、2017年6月1日以降、その製品を第三者に譲渡・提供する場合は、**譲渡・提供者にGHS表示の義務が生じます**ので、ご注意ください。

(参考文献)

- 政令第250号 労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令
- 厚生労働省令第115号 労働安全衛生規則及び産業専門官及び労働衛生専門官規定の一部を改正する省令
- 化学品の分類及び表示に関する世界調和システムについて（環境省）
- 化管法・安衛法におけるラベル表示・SDS提供制度（経済産業省／厚生労働省）